

愛媛県特別栽培農産物等認証制度 Q & A
(令和3年4月版)

愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課

目 次

認証要件・制度概要 …… 3ページ

- Q 1. 認証要件で「ほ場が他と明確に区分されている」とは一定距離を設定するのか。
- Q 2. 認証要件で、「栽培、乾燥調製、出荷、販売及び品質についての管理体制が整備されていること」とは。
- Q 3. 認証要件で、「栽培に関する履歴を記帳し、公表できる体制が整備されている」体制とは。
- Q 4. 認証要件で、「農業用廃プラスチック類の排出抑制・再生・再使用等の活動に地域で取り組んでいること」とは。何故、要件になるのか。
- Q 5. 栽培責任者が県内に在住していないが、県内にほ場を持つ場合、認証の対象となるか。
- Q 6. 認証対象には、青空市や産直への参加者、出荷組合なども対象になるか。
- Q 7. 果樹園で、同一ほ場とは、どの範囲を指すのか。
- Q 8. 同一ほ場の果樹園で、2つ以上の品目が混在している場合は、認証の対象とならないのか。また、認証の対象となる場合は、ひとくくりで申請したのでよいか。
- Q 9. 養液栽培は認証対象に含まれるか。
- Q 10. 生産登録した圃場内で、一定距離を置いて他の農薬の実証試験を行っても良いか。
- Q 11. 確認責任者が量販店等のチェーン店長の場合でも認められるか。
- Q 12. 確認責任者の要件とその役割は。
- Q 13. 産地責任者は必ず必要か。またその役割は何か。
- Q 14. 国5割削減に対して、県が独自に3割削減を設定した理由は。

申請 …… 6ページ

審査会・申請書の提出 …… 6ページ

- Q 15. 認証の審査会の開催時期は。
- Q 16. 生産出荷に際して申請のフローは。
- Q 17. 申請書類等の提出先は、確認責任者の所在地の管轄地方局農業振興課で良いか。
- Q 18. 精米は、精米認証申請のみでよく、生産登録申請は不要か。
- Q 19. 米穀小売商や米卸売業者が精米認証を受けるには。
- Q 20. 段播きや作型で連続栽培する場合に、一括申請が可能か。
- Q 21. 前作の肥料成分が残っている可能性があっても、認証は可能か。
- Q 22. 乾燥調製の範囲と確認責任者は。
- Q 23. 乾燥調製を伴う出荷認証申請は、いつ提出するのか。

生産計画書 …… 8ページ

- Q 24. 生産計画で施肥・防除の時期はどのように記載するか。
- Q 25. 生産計画書に記載する品種名は、県栽培基準の「品種、作型等」欄の分類に基づいたのでよいか。
- Q 26. 栽培の開始時期は何時とするか、生産登録申請はどの時点で行うのか。
- Q 27. まとまって認証を受ける場合、有機質肥料の種類や量は、個人ごとに異なるがよいか。

基準 …… 10ページ

- Q 28. 育苗期と定植後の防除回数は、区分して削減するのか。
- Q 29. 連続収穫するキュウリ、トマト、ナスにおいて、栽培基準より長い栽培では、施肥基準や農薬使用回数をどう判断するか。
- Q 30. 県栽培基準の施肥・防除の計算について。
- Q 31. 種子消毒で使用した化学合成農薬については、どのように扱うのか。
- Q 32. トマトなどの長期収穫の農産物については、栽培期間に応じて慣行基準を増減させることが出来るが、その計算方法は。
- Q 33. ハウス周辺や圃場の畦はんに、除草剤を散布してもカウントの対象となるか。

資材 …… 11ページ

- Q 34. エコえひめ認証制度において使用できる資材はどんなものか。
- Q 35. 化学合成農薬のカウントの対象とならない資材にはどんなものがあるのか。
- Q 36. 県の施肥防除基準における展着剤や着果促進剤の扱いは。

- Q37. 市販の有機質肥料における有機態N成分率は、どう把握するか。
- Q38. JASで扱われる有機農産物では無農薬の種苗が入手困難な場合は、一般的に入手できる種苗を用いてよいことになっているが、県認証における農薬・化学肥料不使用農産物にあてはまるためには種子・種苗消毒のおこなわれていないもの入手しなければならないと考えるべきか。
- Q39. 代替技術として使用した資材も表示しなければならないのか？
- Q40. 地域慣行のN分量が県栽培基準のN分量よりも高い場合は、どのような取り扱いになるのか。
- Q41. 同じ農薬成分でもメーカーが異なり商品名が違う農薬は、一つの農薬の使用計画で他の同成分の農薬を使用できるか。また土壌消毒剤は、圃場条件で異なる農薬を選択できる使用計画でよいか。
- Q42. 一般名が同じ化学合成農薬で商品名が異なる場合、生産計画は別業にして一括申請したいが良いか。また、一般名が同じであれば、商品名が異なる農薬を使用しても、一緒にして出荷してよいか。
- Q43. 肥料については、節減割合が同じであれば、異なる肥料商品を使用しても、一緒に出荷してよいか。

計画変更 …… 13 ページ

- Q44. 生産計画を変更するのはどのような場合か。また、実施要領第3条(3)ウに基づく生産計画変更書を提出する時期、方法はどのようにするのか。
- Q44-1. 「生産登録時の生産計画書との変更点が容易に確認できるように記入する」とは、どのような点に留意して生産計画書に記載すればよいか。
- Q45. 生産計画変更書の審査や協議を行わず、計画どおりの生産ができなかった場合（農薬の使用回数が計画を超えた場合、計画にない農薬の使用を余儀なくされた場合、計画以上の追肥を余儀なくされた場合等）の手続きをどうすればいいのか。その場合、次年度の申請に対して影響はあるか。
- Q46. 確認責任者が途中で変更することは認められるか。
- Q47. 生産計画書以外の内容で、生産登録を受けた内容に変更があった場合は、どのようにすればよいか。

残留農薬分析 …… 15 ページ

- Q48. 残留農薬分析は、どのように行うか。
- Q49. 残留農薬分析結果を、一括表示枠内又は商品、出荷包装容器に記載してよいか。
- Q50. 複数の生産計画書が一括で出荷認証申請された場合、残留農薬調査は生産計画書ごとに必要か。
- Q51. 無登録農薬の使用や重金属汚染の調査を行う考えはないか。

表示 …… 16 ページ

- Q52. 認証マークの入手方法と使用の責任は。
- Q53. 表示は、すべて出荷容器への印刷が必要か。
- Q54. 一括表示で、確認責任者代行を記載することは可能か。
- Q55. 一括表示で、産地責任者の住所、氏名、連絡先まで表示が必要か。
- Q56. 容器包装類に「無農薬」、「減農薬」などの表示は可能か。
- Q57. 食品表示法に基づく精米表示と特別栽培農産物等認証制度による表示との併記は。

その他 …… 19 ページ

- Q58. 認証マークの使用状況や認証取消し後の状況を把握するため、現地調査は行うか。
- Q59. 認証された取組みを消費者へどのように伝えるのか。
- Q60. 特別栽培農産物の価格補償制度は、創設できないか。
- Q61. 県のホームページの掲載様式は。
- Q62. 生産圃場の表示板の設置は1筆ごとなのか。

愛媛県特別栽培農産物等認証制度の運用について

認証要件・制度概要

Q 1. 認証要件で「ほ場が他と明確に区分されている」とは一定距離を設定するのか。

Ans. 他と明確に区分できることとは、原則として、栽培ほ場が一筆単位でかつ畦畔等で囲まれ、認証対象品目だけを栽培するほ場をいう。ただし、1区画10a以上の整備されたほ場については、認証対象品目が概ね5a以上栽培されており、他作目との距離が一定距離（1m）以上確保しているか又は防風ネット、緩衝植物の栽培等により、農薬の飛散がないか若しくはほとんどないと考えられる場合を含めるものとする。

Q 2. 認証要件で、「栽培、乾燥調製、出荷、販売及び品質についての管理体制が整備されていること」とは。

Ans. 栽培（産地）責任者及び確認責任者が、認証に関する農産物を、生産から集荷・調製まで、他の栽培法に係る農産物と区分して行い、一定の出荷規格のもとに適正な表示を行い販売ができると見なせること。

Q 3. 認証要件で、「栽培に関する履歴を記帳し、公表できる体制が整備されている」体制とは。

Ans. 栽培責任者は、生産計画書及び栽培管理記録簿、出荷記録簿を作成することを認識し、確認責任者は提出されたそれらの書類を保管し、閲覧できる場所を定めること。栽培管理記録簿等は、JAの「安心えひめ記帳運動」により作成する生産日誌等に準ずるものを想定しており、参考様式は示しているが指定はしない。

Q 4. 認証要件で、「農業用廃プラスチック類の排出抑制・再生・再使用等の活動に地域で取り組んでいること」とは。何故、要件になるのか。

Ans. 地区農業用廃プラスチック適正処理推進協議会は、プラスチック類の（1）分別回収や再生処理の推進（2）再生製品の利用推進（3）生分解性資材の活用等の排出削減（4）その他適正な処理等の推進に取り組んでおり、そのいずれかに栽培責任者が参加しているか、若しくは参加の計画のあることが要件である。

（4）の適正処理とは、廃掃法に基づき産業廃棄物である廃プラ類を許可業者に処理委託を行い、マニフェストを交付し、保健所に結果報告を行うことである。協議会の構成員であるJAでは、組合員の委託を受けて、この事務を代行しており、組合員であれば要件を満たすと判断できる。ただし、JAの組合員でない場合やJAによる廃プラ処理に参加していない場合は、栽培責任者自らが、これらの手続きを行わねばならない。

この要件は、農業生産における環境保全に関して重要な内容であり、認証の制度と併せて推進すべき内容と考えている。

Q 5. 栽培責任者が県内に在住していないが、県内にほ場を持つ場合、認証の対象となるか。

Ans. 要綱第3条（8）に記述してあるとおり、県内のほ場又は施設であれば認証の対象となる。また、逆の場合（県内に在住し、県外のほ場で栽培する場合）は認証の対象とならない。

Q 6. 認証対象には、青空市や産直への参加者、出荷組合なども対象になるか。

Ans. 圃場や生産者、確認責任者等の要件が整っていれば対象になる。

Q 7. 果樹園で、同一ほ場とは、どの範囲を指すのか。

Ans. 原則として、①一団にまとまった園であること②同一熟期の品目が栽培されていること③同一の栽培管理が行われていることを、同一ほ場とみなす。

Q 8. 同一ほ場の果樹園で、2つ以上の品目が混在している場合は、認証の対象とならないのか。また、認証の対象となる場合は、ひとくくりで申請したのでよいか。

Ans. ①2つ以上の品目の境界が明確である場合は、県の栽培基準に各々適合した栽培管理がされており、区分出荷が可能であれば、いずれも認証の対象となる。また、この場合は、申請を一括して行うことができるが、添付する生産計画や出荷計画等は、品目ごとに別葉とする必要がある。

②2つ以上の品目の境界が不明確であり、不規則に点在しているような場合は、主となる品目が県の栽培基準に適合した栽培管理がされており、区分出荷が可能であれば、その品目に限って認証の対象とすることができる。ただし、この場合は、ほ場全体で同一の栽培管理が行われている必要がある。

Q 9. 養液栽培は認証対象に含まれるか。

Ans. 近年のイチゴの高設栽培をはじめとする養液栽培が増加傾向にあるなかで、認証対象として欲しいという要望も多くなったため、認証委員会での検討の結果、県認証農産物として、平成19年より、認証対象とする。

なお、養液栽培では、すでに適正な肥料の濃度管理がされていると判断し、化学肥料の削減は問わず、化学合成農薬の削減のみを認証する。使用農薬成分数の基準としては、別記1の「愛媛県栽培基準」を使用するが、養液栽培については、「愛媛県栽培基準」から土壌消毒の使用農薬成分数（1成分）を減らしたものを使用農薬成分数とする。

ただし、閉鎖的な空間における人工光を光源とする栽培方法は認証対象外とし、排液、培地、容器等の適正な処理を要件とする。

養液土耕栽培については、従来どおり、生産過程等における節減対象農薬および化学肥料（窒素分量）の使用を栽培基準に対してそれぞれ3割以上削減する栽培方法によって生産された農産物について認証の対象とする。

Q10. 生産登録した圃場内で、一定距離を置いて他の農薬の実証試験を行っても良いか。

Ans. Q1の考え方を基本に、10a以内の圃場において試験等混在する栽培方法があれば、認証の対象としない。10a以上の整備された圃場において、認証にかかる栽培が5a以上にまとまり、試験区との距離が1m以上確保されているか、又は防風ネット、緩衝植物の栽培等により、農薬の飛散がないか若しくはほとんどないと考えられる場合は認める。ただし、生産登録した栽培が通常の栽培や他作物の栽培と隣接して行われることは、害虫の発生移動や農薬のドリフトなどの点で、課題は多いと考えている。

Q11. 確認責任者が量販店等のチェーン店長の場合でも認められるか。

Ans. 確認責任者は、要綱の中で法人の代表者としており、県認証制度における確認責任者の権限を持つ代表者から店長に対して、その権限を委任する旨明記した委任状の提出があれば、法人の代表者として見なすものとする。

Q12. 確認責任者の要件とその役割は。

Ans. 確認責任者は、栽培責任者の生産・出荷が認証の要綱・要領に沿って行われる又は行われたことを、書類等で確認のうえ、県に認証の申請を行う。また、認証に係る各種問い合わせや提起された問題に、責任を持って対応することが求められる。

確認責任者は、栽培責任者が構成員となっている法人の代表者又は第三者性の高い法人の代表者であり、農協では農協長が、生産法人や出荷組合ではその代表者が相当

する。確認責任者の第三者性を確保するため、その代表者が栽培責任者も兼ねる場合は、他の法人に確認責任者を依頼する必要があるが、分業体制の明確な組織の職員が、その実務を代行する場合はこの限りではない。

Q13. 産地責任者は必ず必要か。またその役割は何か。

Ans. 産地責任者は、複数の栽培責任者が栽培に取り組む場合、その代表者を選定するものであり、数に制限は設けない。産地責任者は、栽培責任者の生産計画等を取りまとめて、確認責任者に提出し、栽培責任者に対して計画に沿った施肥・防除を指導する。JAの作目部会として認証に参加する場合には作目部会長を想定している。

Q14. 国5割削減に対して、県が独自に3割削減を設定した理由は。

Ans. 農薬の使用に関しては、現行の防除指針が適正に実施されれば、安全性に問題はなく、農薬の削減は、あくまでも環境への負荷を減らすことを目的としている。

この環境保全型農業を広く推進するためには、安定生産を前提に段階的に取り組める仕組み作りが必要であり、国ガイドラインを達成する一つのステップとして、エコファーマーの認定基準の3割削減を設けたものである。

こうした環境に配慮した生産者の姿勢が、県の認証制度を通じて、消費者の目に見える形で広がることにより、本県農産物への安心と信頼が高まるものと期待している。

申請

審査会・申請書の提出

Q15. 認証の審査会の開催時期は。

Ans. 審査会は、認証委員会に設置し、審査の専決ができることにしている。審査会は、原則として隔月1回（偶数月第3木曜）の開催を予定し、生産登録申請については30日前、出荷認証申請については20日前までに、地方局農業振興課へ提出された案件を審査会において審査する。

また、審査会には、次のとおり確認責任者（代行者）、精米確認者等の出席を原則求める。

生産工程管理登録申請：確認責任者（代行者）等の出席を求める。但し、同一の確認責任者が同一の作目で、要綱、要領を遵守し、生産計画に基づいた適正な栽培等が行われたものについては、原則として2作目以降は出席を免除する。

生産登録・出荷認証申請：確認責任者（代行者）等の出席は原則求めない

精米認証申請：初回の申請は、精米確認者等の出席を求めるが、2回目の申請以降、

継続的に出荷認証を受けている玄米を原料とする精米計画を同一の精米確認者が申請する場合は、原則、出席を免除する。

ただし、前作から大幅な変更があった場合、確認責任者代行者等が変更した場合、出荷認証申請において生産登録と大幅な変更があった場合などは、必要に応じて審査会への出席を求める場合がある。

Q16. 生産出荷に際して申請のフローは。

Ans. 栽培責任者は、栽培開始前に生産計画を作成し、産地責任者を通じて確認責任者に提出する。確認責任者は、生産登録申請書を作成し、栽培開始前に審査を受けるよう勘案のうえ、当該審査会の30日前までに地方局農業振興課へ提出する。

栽培責任者は、収穫出荷前に栽培管理記録簿を、産地責任者を通じて確認責任者に提出する。確認責任者は、出荷前に審査を受けるよう勘案のうえ、当該審査会の20日前までに出荷認証申請書を作成し、地方局農業振興課へ提出する。

栽培責任者は、出荷終了後に出荷記録簿を、産地責任者を通じて確認責任者に提出する。確認責任者は、出荷終了後速やかに、実績報告書を作成し、地方局農業振興課へ提出する。

なお、確認責任者は、残留農薬の分析調査用の試料を抽出し、農林水産研究所に搬入する際には、搬入する前の月の25日までに搬入計画書を農林水産研究所へ送付し、原則として出荷開始前10日の間に、送付表を添付し搬入する。

Q17. 申請書類等の提出先は、確認責任者の所在地の管轄地方局農業振興課で良いか。

Ans. 栽培の実態把握や栽培者を把握し、意見を記述する必要があるため、書類は、主たるほ場のある地方局農業振興課へ提出する必要がある。

Q18. 精米は、精米認証申請のみでよく、生産登録申請は不要か。

Ans. 申請は、出荷前の精米認証申請のみとしている。一般に精米は、とう精後、袋詰して早期に販売されることから、生産登録申請と出荷認証申請に区分して行うことは現実的でなく、精米認証申請のみとしている。

Q19. 米穀小売商や米卸売業者が精米認証を受けるには。

Ans. 精米責任者は、農産物検査を受けた認証にかかる玄米を、他の玄米と混合しないように、とう精し、袋詰・表示・販売するとともに、その受払台帳を整備しなければならない。

精米責任者は、当該精米のとう精や販売に関して、その精米計画書を作成し、精米確認者に提出する。

精米確認者は、精米計画書をもとに精米認証申請書を作成し、精米責任者のとう精前に審査を受けるよう勘案のうえ、当該審査会の20日前までに地方局農業振興課に提出する。

この場合、精米責任者と精米確認者は明確に区分されている必要があり、精米確認者は第三者性のある法人代表者となり、穀物検定協会や他の米穀小売商、取引業者等が想定される。

Q20. 段播きや作型で連続栽培する場合に、一括申請が可能か。

Ans. 品目が同じで、かつ栽培責任者も概ね同じであって、連続して栽培する場合に限り、生産登録申請及び出荷認証申請をそれぞれ一括して行うことができる。しかし、作型が分類されて、農薬・施肥の使用が異なる場合は、区分出荷をする必要がある。

Q21. 前作の肥料成分が残っている可能性があっても、認証は可能か。

Ans. 認証は、前作の栽培経過は問わず、前作の収穫終了後からの施用を対象としている。

Q22. 乾燥調製の範囲と確認責任者は。

Ans. 乾燥調製は、米、麦、大豆では収穫後の乾燥及び選別、茶については製茶までの工程をいう。乾燥調製を生産者が直接行う場合若しくはJA等が行う場合に限り、乾燥調製の従事者を栽培責任者に含める。このため、確認責任者は、乾燥調製の確認も併せて行うこととする。

なお、乾燥調製を行うJA等の職員は、確認責任者であるJA等の代表者の委任を受けた確認責任代行者と同一者であってはならない。

米のとう精については、別に精米責任者及び精米確認者を定めて、精米認証申請を行うこととしている。茶については、荒茶での出荷を認証対象としない。

Q23. 乾燥調製を伴う出荷認証申請は、いつ提出するのか。

Ans. 生産者又はJA等のいずれが乾燥調製を行う場合でも、JA等以外の者に出荷する前に審査会の審査を受けることとし、その審査会の20日前までに、出荷認証申請を行うこととする。なお、JA等が乾燥調製後から出荷までに長期の保管を行う場合は、乾燥調製後、速やかに出荷認証申請を行うことが望ましい。

乾燥調製前に出荷認証申請を行った場合は、乾燥調製後の数量を出荷実績報告時に報告するものとする。

生産計画書

Q24. 生産計画で施肥・防除の時期はどのように記載するか。

Ans. 施肥・防除の時期の記載は、栽培ステージ及び標準的な月旬を記載し、栽培ステージ内の月旬の変更についての協議は必要としない。

施肥計画は、「土づくり、基肥、追肥（あるいは春肥、夏肥、秋肥）などと記載し、標準的な月旬（○月○旬、随時施用する追肥については、○月○旬～○月○旬）を記載する。

防除計画は、作物及び野菜については、「種子消毒、育苗期、土壌消毒、定植（播種）～収穫期」、果樹については、「収穫終了後～開花期前、開花期、開花期後～収穫期」、茶については、「最終摘採終了後～一番茶摘採前、摘採期」と記載し、標準的な月旬（○月○旬、長期間使用する資材（フェロモン剤やホルモン処理剤など）については、○月○旬～○月○旬）を記載する。

なお、「対象病虫害及び雑草名等」欄には対処しなければならない病虫害等のみを、「使用基準」欄には使用予定農薬の希釈倍数又は使用量（希釈倍数等が複数設定されている場合は、実際の使用状況、除草剤の場合は希釈水量も併せて記載）使用時期、総使用回数及び特殊な処理による場合の施用方法を必須とし、他の事項については任意（申請者で確認したい事項等の記載はかまわない）とする。

また、「代替技術」欄については、物理的防除、カウントの対象に含めない農薬等を記載する。

生産計画書の記入事例							
6 病虫害・雑草防除計画							
防除時期		減 農 薬 栽 培				栽培基準による農薬使用成分数②	削減率 (1-①) / ②) × 100
		対象病虫害 及び雑草名等	使用農薬 名 ①	使用基準	代替技術		
栽培 ステージ	標準 時期						
種子消毒 (自家)	4月 中旬		★★水和剤	種子重量の1.0%を種子粉衣 播種前/1回			
育苗期 (自家)	5月 中旬	△△△△	■●水和剤	1,000倍 播種時/4回	防虫ネット		
	6月 下旬	■●●●	△△乳剤	4,000倍 育苗期/2回			
土壌消毒	6月 下旬	×××	○○○微粒剤	20kg/10a、定植前/1回 全面土壌混和			
定植 ～ 収穫期	7月 月上旬	☆☆☆☆	□□□粒剤	1g/株 定植時/1回	マルチ使用		
	7月 月下旬	□□□□	●●●●液剤	畦間処理、300ml/10a (希釈水量100l/10a) 21日前/3回			
	11月10日 ～ 3月31日	8月 月上旬	○○○○	××乳剤	2,000倍 7日前/4回	☆☆水和剤	
	10月 月下旬	★★★★		1,500倍 前日/5回			
計			30成分			60成分	50.0%

Q25. 生産計画書に記載する品種名は、県栽培基準の「品種、作型等」欄の分類に基づいたものでよいか。

Ans. 県栽培基準は、あくまで施肥・防除の基準を示すうえで、区分したものであり、生産計画書に記載する品種名は、作物によっては、さらに品種を細分化する必要がある。具体的には、県栽培基準では、水稻を「一般」とコシヒカリに分けているだけであるが、水稻の「一般」については、ヒノヒカリ、祭り晴、愛のゆめ等の品種名に細分化する。同様に、中晩柑の「その他」については、清見、不知火、甘夏等に、ブドウの「一般」については、デラウェア、ベリーA等に、同じく「巨峰群」については、巨峰、ピオーネ等の品種名に細分化する。

同一の施肥及び防除が行われている場合は、栽培責任者ごと、細分化した品種ごとの生産量や出荷量等が明記されていれば、生産計画書を別葉としなくともよい。

Q26. 栽培の開始時期は何時とするか、生産登録申請はどの時点で行うのか。

Ans. イチゴの育苗は、親株からランナーを切り離れた時点とし、果実等の永年性作物は、収穫終了をもって次作の開始時期としている。

栽培責任者が自ら、は種・育苗を行う場合は、は種を開始時期とし、定植時から関与する場合は、定植を開始時期とする。ただし、は種・定植より前に当該作物のために施肥・防除を行う場合は、その施肥・防除を行う日を栽培の開始時期とする。なお、は種・育苗、土づくりが栽培管理上やむを得ず申請前となる場合、または、農薬を使用しない土壌消毒（太陽熱消毒、土壌還元消毒等）については、その限りではない。ただし、育苗期における防除・施肥の記録については、時期ともに明記するものとする。

生産登録申請は、栽培開始前の審査会に間に合うよう、当該審査会（原則として隔月第3木曜日）の30日前に、地方局農業振興課に申請書を提出する。例えば、定植が10/10であれば、8/20開催の審査会にかけることとし、30日前の7/21までに生産登録申請書を同地方局農業振興課に提出する。果実については、収穫終了前までに、次作の生産登録申請を提出することになる。ただし、収穫終了後においても、施肥及び防除等の管理を行っていない場合で、特に事情があると認められる場合に限り、審査の対象とする。

Q27. まとまって認証を受ける場合、有機質肥料の種類や量は、個人ごとに異なるがよいか。

Ans. 個人ごとの有機質肥料の種類や量の違いは認める。この場合、生産計画書では、主な有機質肥料の種類を区分し、N成分施用量は最大値を記載する。

基準

Q28. 育苗期と定植後の防除回数は、区分して削減するのか。

Ans. 農薬使用回数の削減は、は種から収穫終了までの合計回数に対して行う。
は種・育苗期の使用回数を明示していない品目については、合計回数に含まれると解釈されたい。

Q29. 連続収穫するキュウリ、トマト、ナスにおいて、栽培基準より長い栽培では、施肥基準や農薬使用回数をどう判断するか。

Ans. 作型に応じて、1ヶ月単位の調整数量で調整する。栽培期間の延長が、1ヶ月に満たない場合の調整は、行わないものとする。

Q30. 県栽培基準の施肥・防除の計算について。

Ans. 栽培期間の施肥N分量や農薬使用回数は、育苗期を定めている場合（水稲、麦、大豆、きゅうり、トマト等）は、基準量・回数に加算して、合計値の3割又は5割削減を算出する。

野菜において基準を超える栽培期間では、月当たりの補正值（N分量、農薬使用回数）により基準値を補正する。例えば、きゅうりの促成栽培は、8か月を基準に農薬64回、N55kgとなっているが、9か月の栽培では、農薬8成分、N4.2kgを加えた72回、59.2kgとし、育苗期の農薬6回を併せた農薬78回、N59.2kgを基準とする。

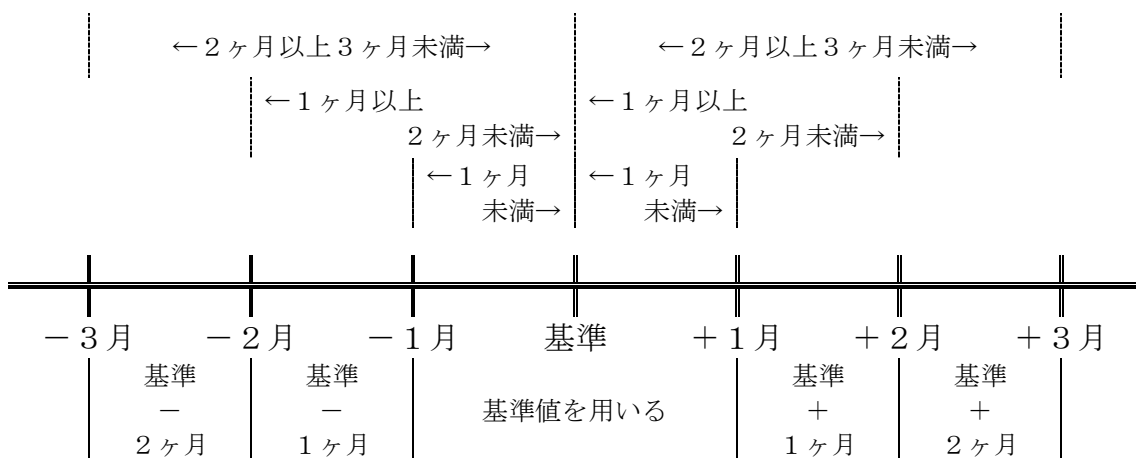
Q31. 種子消毒で使用した化学合成農薬については、どのように扱うのか。

Ans. 栽培責任者自らが使用した化学合成農薬はもちろんのこと、種苗業者が使用した化学合成農薬についても、使用回数に含めることとし、当該種子に使用された化学合成農薬の回数を県栽培基準に加算する。

異なる種子消毒剤を用いた農産物を一緒にして出荷することは、やむを得ない場合を除き、認めていない。

Q32. トマトなどの長期収穫の農産物については、栽培期間に応じて慣行基準を増減させることが出来るが、その計算方法は。

Ans. 慣行基準が定められている月数を基準に、前後1ヶ月を超えない場合は、慣行基準をそのまま用いる。1ヶ月を超えるものについては1ヶ月分の増減をするものとする。



Q33. ハウス周辺や圃場の畦はんに、除草剤を散布してもカウントの対象となるか。

Ans. 同一圃場内の栽培ハウスの外側に散布する場合は、茎葉処理剤に限りカウントの対象としない。畦はんへの除草剤散布は、栽培が畦はんから1m以上離れていれば、カウントの対象に含めない。

資材

Q34. 認証制度において使用できる資材はどのようなものか。

Ans. 肥料（たい肥を含む）・土壌改良資材については、肥料取締法で登録している資材のほか、自家製のものも使用できる。ただし、すべての肥料・土壌改良資材について、化学窒素の含有割合及び成分を確認する必要があるため、その配合を明らかにする必要がある。

農薬については、農薬登録のあるものに限り使用できる。ただし、本制度が環境保全型農業の推進及び安全・安心な農産物の生産・流通を目指しているため、毒性や魚毒性の高い農薬、水質汚濁性農薬などは、防除に必要不可欠で、かつ代替薬剤がないなど、合理的な理由がない限り認めない。

農薬や肥料に当たらない特殊な資材（竹酢、EM菌など）の使用については、その名称、成分、使用時期及び使用方法等を、必ず生産計画書に添付（別紙に記載）すること。

審査会では、肥料及びその他資材について、その成分や生成過程等の情報開示を求め、当該資材の使用の可否を可能な範囲内で判断する。栽培者自らが行っていない施肥・防除等であっても、制度上の認証農産物として不適切な使用資材及び資材の使用方法があった場合は、生産登録されない場合がある。また、可とした場合であっても、使用責任は確認責任者（栽培責任者）にあるので、十分承知しておくこと。

Q35. 化学合成農薬のカウントの対象とならない資材にはどんなものがあるのか。

Ans. 平成19年3月の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の改正に伴い、有機農産物の日本農林規格の別表2に表示される農薬はカウントの対象に含めない。また、上記別表2に表示される農薬以外においても化学合成されたものでないことが明らかなのはカウントの対象に含めない。

Q36. 県の施肥防除基準における展着剤や着果促進剤の扱いは。

Ans. 展着剤は、殺虫剤や殺菌剤と併用されるものであり、それらの削減に伴って当然減となるものであることから、節減の対象としない。

トマトやナスの着果促進剤は、原則として単花処理であるため、栽培期間を通じてカウントは1回とする。

Q37. 市販の有機質肥料における有機態N成分率は、どう把握するか。

Ans. 資材別の有機態N成分率の算出を標準化するため、系統資材については全農えひめが作成配布し、商系資材については確認責任者に確認のできる書類の添付を求めることとする。

Q38. JAS で扱われる有機農産物では無農薬の種苗が入手困難な場合は、一般的に入手できる種苗を用いてよいことになっているが、県認証制度における農薬・化学肥料不使用農産物にあてはまるためには種子・種苗消毒のおこなわれていないものを入手しなければならないと考えるべきか。

Ans. 農薬・化学肥料不使用農産物に該当するためには、種子・種苗についても化学合成農薬を使用していないものを入手する必要がある。この場合、「無農薬」の表示はできないが、一括表示の中に、「節減対象農薬：栽培期間中不使用」の表示をすることができる。なお、農薬を全く使用していない場合は、「農薬：栽培期間中不使用」の表示をすることができる。

Q39. 代替技術として使用した資材も表示しなければならないのか。

Ans. 平成 19 年 3 月の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の改正に伴い、出荷時には、節減対象農薬を、インターネットやチラシ、出荷容器等を利用して表示しなければならない。

肥料、堆肥、代替技術として使用した資材及びその他の資材については、表示をしなくてもよいが、生産計画書においては、代替技術も含めて使用する総ての資材の名称や用途等を記載し、生産登録申請を受ける必要がある。

Q40. 地域慣行のN成分量が県栽培基準のN成分量よりも高い場合は、どのような取り扱いになるのか。

Ans. 県栽培基準で定めたN成分量は、化学肥料を削減するための基準値である。総N成分量については、地域によって土壌条件や目標収量が異なるため、地方局農業振興課が地域ごとの慣行総N成分量を確認し、その旨生産登録報告書に記載するとともに、過剰施肥にならないように指導することとする。

Q41. 同じ農薬成分でもメーカーが異なり商品名が違う農薬は、一つの農薬の使用計画で他の同成分の農薬を使用できるか。また土壌消毒剤は、圃場条件で異なる農薬を選択できる使用計画でよいか。

Ans. 特定の病害虫防除に、同じ成分で異なるメーカーの農薬を、栽培責任者が個々に使用する計画に合理的な理由があるとは考えにくく、認める考えはない。ただし、土壌消毒剤については、土壌由来の病害が地域により異なることから、選択性で記載して差し支えない。

Q42. 一般名が同じ化学合成農薬で商品名が異なる場合、生産計画は別葉にして一括申請したいが良いか。また、一般名が同じであれば、商品名が異なる農薬を使用しても、一緒にして出荷して良いか。

Ans. 生産計画書を別葉として一括申請することは構わない。ただし、異なる農薬を使用した農産物を混同して出荷することは、認められない。なお、災害等の特別な事由による使用農薬の一部変更については、事前に協議されたい。

本県の認証制度では、生産計画の作成段階において、生産者が把握し易い商品名を対象としており、国ガイドラインの示している一般的名称では、多種類の農薬商品が含まれるため、適当ではないと考えている。このため、表示についても、商品名まで記載することを求めている。

なお、〇〇.EW と〇〇.粉剤 DL のように成分が同じで、剤型が違うために商品名が異なる場合や、×××エア-と×××ゾルのように成分・剤型が同じで、ヘリ防除用等の用途によって商品名が異なる場合については、一緒に出荷しても問題はないと考えている。

Q43. 肥料について、削減割合が同じであれば、異なる肥料商品を使用しても、一緒に出荷してよいか。

Ans. 平成 19 年 3 月の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の改正に伴い、化学肥料の表示記載が不要となったため、削減割合が同じ場合においては、一緒に出荷してもかまわない。

ただし、使用した肥料の説明を求められた場合のために、肥料の使用状況を把握できるようにしておく必要がある。

計画変更

Q44. 生産計画を変更するのはどのような場合か。また、実施要領第3条(3)ウに基づく生産計画変更書を提出する時期、方法はどのようにするのか。

Ans. 生産計画に記載された、例えば、使用資材や、栽培ステージ（例：育苗期から定植～収穫期等）を超えた施肥・防除時期などを変更する場合である。

栽培責任者は、生産計画を変更する場合は、産地責任者および確認責任者に協議のうえ、その了解を得てから行うものとする。確認責任者は、産地責任者等から変更の協議があった場合は、慎重にその適否を判断するものとする。その結果、変更がやむを得ない場合には、生産計画変更書を作成し、出荷認証申請時に添付のうえ、知事に提出し、その審査を受けるものとする。なお、生産計画変更書は生産登録時の生産計画書との変更点が容易に確認できるよう記入するものとする。

また、使用資材の変更に伴い栽培区分の変更が生じる場合は、出荷認証申請時に区分を変更して申請し、審査を受けることも可能とする。なお、栽培区分の変更は、出荷認証申請までとする。

出荷認証後は、原則として、資材の種類や使用回数の変更は認めない。ただし、災害対策や予期せぬ病害虫の発生により、やむを得ず資材を変更・追加する場合については、確認責任者は、資材を施用する前に変更内容を文書(様式自由)で、地方局農業振興課を通じて農産園芸課(審査会会長)に協議するものとする。また、変更が承認された場合、速やかに出荷先に変更した表示を示すとともに、実績報告書に生産計画変更書を添付のうえ提出するものとする。

Q44-1. 「生産登録時の生産計画書との変更点が容易に確認できようように記入する」とは、どのような点に留意して生産計画変更書に記載すればよいか。

Ans. 例えば、生産登録した内容から削除する点は見え消し、追加する点は下線を入れたうえで、変更した理由を枠外に記入するなど、変更内容、変更理由等が分かるように記載すること。(下記記入事例参考)

または、5施肥管理計画、6病害虫・雑草防除計画の枠外に、変更前と変更後の資材(施用時期、対象病害虫名等、資材名、使用基準等)と変更した理由を記載すること。その場合は、生産計画変更所は変更した内容を記載する。等

変更した内容と、その理由がわかるように記載すること。

生産計画変更書の記入事例

6 病害虫・雑草防除計画

防除時期		減 農 薬 栽 培				栽培基準による農薬使用成分数②	削減率 (1-①) /②×100
		対象病害虫 及び雑草名等	使用農薬 名 ①	使用基準	代替技術		
栽培 ステージ	標準 時期						
種子消毒 (自家)	4月 中旬		★★水和剤	種子重量の1.0%を種子粉衣 播種前/1回			
育苗期 (自家)	5月 中旬	△△△△	■水和剤	1,000倍 播種時/4回	防虫ネット		
	6月 下旬	■■■	△△乳剤	4,000倍 育苗期/2回			
土壌消毒	6月 下旬	×××	○○○微粒剤	20kg/10a、定植前/1回 全面土壌混和			
定植 ～ 収穫期 収穫予定 11月10日 ～ 3月31日	7月 月上旬	☆☆☆☆	□□□粒剤	1g/株 定植時/1回	マルチ使用		
	7月 月下旬	□□□□	●●液剤 ※1	畦間処理、300ml/10a (希釈水量100l/10a) 2l 1 1日前/3回			
	8月 月上旬	◎◎◎	◎◎乳剤 ※1	◎◎倍液/前日/3回			
	10月 月下旬	○○○○ ★★★★	××乳剤 ※2	2,000倍 7日前/4回 1,500倍 前日/5回		☆☆水和剤	
計			30成分 31成分			○○成 分	55.0% 50.0%

Q45. 生産計画変更書の審査や協議を行わず、計画どおりの生産ができなかった場合（農薬の使用回数が計画を超えた場合、計画にない農薬の使用を余儀なくされた場合、計画以上の追肥を余儀なくされた場合等）の手続きをどうすればいいのか。その場合、次年度の申請に対して影響はあるか。

Ans. 直ちに、生産登録辞退届を提出すること。次年度の申請に対して影響はない。

なお、1申請で複数の栽培責任者、複数の栽培ほ場を生産登録している場合においては、そのうちの一部の栽培責任者又はほ場が計画通りの生産が出来なかった場合は、その時点で当該栽培責任者又は当該ほ場を生産登録から除き、出荷認証申請書（添付書類:栽培責任者別生産・出荷計画書の変更が生じた場合の内容欄に理由を記載）、実績報告書（添付書類:栽培責任者別出荷実績報告書の備考欄に理由を記載）を提出する。

Q46. 確認責任者が途中で変更することは認められるか。

Ans. 法人組織に変わりがなく代表者が交代した場合は、確認責任者名の変更届（様式自由）を地方局農業振興課を通じて農産園芸課へ提出したのでよい。

法人組織が変更する場合は、出荷認証前に限り、栽培履歴の確認内容を引継ぎ、確認責任者の責務を継承するのであれば、新たな法人の代表者による生産登録申請を審査の対象とする。なお、新たな確認責任者がいない場合や出荷認証以後の変更は、認証の対象とはしない。

ただし、法人の合併による変更については、合併後も確認責任者の責務を継承する場合に限り、出荷認証後の変更を認める。

Q47. 生産計画書以外の内容で、生産登録を受けた内容に変更があった場合は、どのようにすればよいか。

Ans. 生産登録の変更内容が栽培責任者の変更及び増加・栽培面積の増加（栽培責任者ごとと同様）、栽培ほ場の所在地の変更に係るものについては、栽培を開始する前日までに生産登録変更届出書等を地方局農業振興課へ提出するものとし、出荷認証後及び栽培期間中の変更は、不測の事態（栽培責任者の死亡など）以外は認めない。不測の事態による変更が生じる場合は、直ちに、変更協議（様式自由）を、地方局農業振興課を通じて農産園芸課と行うこと。

なお、確認責任者・産地責任者の変更については、変更届（様式自由）を地方局農業振興課を通じて農産園芸へ提出したのでよい。

残留農薬分析

Q48. 残留農薬分析は、どのように行うか。

Ans. 残留農薬分析に用いるサンプルは、確認責任者が、搬入する月の前月 25 日までに搬入計画書を送付し、原則として出荷開始前 10 日の間にサンプリングし、送付票を添付して農林水産研究所へ搬入する。分析に要する経費は不要とし、サンプルの量や採取方法については、残留農薬の分析調査実施要領による。

分析の結果、不適切な農薬残留が検出された場合は、再分析を行うが、より客観性と透明性を確保するため、地方局農業振興課がサンプルをサンプリングする。

分析結果は、県のホームページに、出荷認証情報と併せて公開する。表現は、「残留農薬分析 ○月○日 残留基準値内確認済」などとする。

Q49. 残留農薬分析結果を、一括表示枠内又は商品、出荷包装容器に記載して良いか。

Ans. 残留農薬分析は、生産計画の基づき、栽培された農産物の安全性を抽出により確認するため行っているものであり、商品等に表示することにより、全ての商品の安全性を県が確認したと消費者が誤認する恐れがあるため、ポップ表示も含め、記載は認められない。

農産物残留農薬分析一覧

確認責任者	農産物	生産登録番号	出荷認証番号	試料受理日	分析状況	結果確認日	産地責任者	認証区分
有限会社〇〇商会	温州みかん	〇A1	×B1	×/×	残留基準値確認済	〇/〇	△	特裁
株式会社××興産	きゅうり	〇A2	×B2	×/×	残留基準値確認済	〇/〇	□	県認証
株式会社△△	米	〇A3	×B3	×/×	残留基準値確認済	〇/〇	〇	県認証
□□有限公司	トマト	〇A4	×B4	×/×	残留基準値確認済	〇/〇	×	不使用

Q50. 複数の生産計画書が一括で出荷認証申請された場合、残留農薬調査は生産計画書ごとに必要か。

Ans. 残留農薬分析調査は、原則として出荷認証申請ごとに行う。なお、詳細については、出荷認証申請の審査会において事案ごとに指示する。

Q51. 無登録農薬の使用や重金属汚染の調査を行う考えはないか。

Ans. 残留農薬分析は、278 成分（H27 年 5 月）の農薬について他からの飛散や誤用の有無に対し、確認するものであり、無登録農薬や有害重金属汚染については、別途、それを目的に行うべきものと考えている。ただし、残留農薬検査の過程で、万一、農薬取締法や食品衛生法に抵触する内容が判明した場合には、関係部署が法に基づいた措置をとることになる。

表示

Q52. 認証マークの入手方法と使用の責任は。

Ans. 県は、出荷認証申請に対しての承認と認証マークの使用許可を通知し、認証マークの見本を提供する。認証マークは、栽培責任者及び精米責任者が、責任をもって作成・印刷・貼付を行うが、依頼を受けて、確認責任者及び精米確認者が行っても、差し支えない。なお、栽培責任者及び精米責任者と依頼を受けた確認責任者及び精米確認者は、やむをえず貼付が行えない事態が発生した場合、依頼先において貼付責任者を指名し貼付を行う認証マークの数量と貼付対象を常時把握しなければならない。

認証マークの大きさは、原則として寸法は3～15センチ角の範囲、デザインは見本と同一とする。ただし、包装容器類の制約等により、寸法及びデザインを変更（2色若しくは1色刷り、又は農薬・化学肥料不使用区分における「黄」（H21年11月28日施行）の使用）することは可能であり、その場合は、事前に地方局農業振興課を通じて農産園芸課と協議する。

Q53. 表示は、すべて出荷容器への印刷が必要か。

Ans. 表示は、農薬の種類・回数等を含めた表示（セット表示）が必要であるが、農薬についての情報をホームページやチラシ等により、別途、提供できれば、栽培責任者や確認責任者等を明らかにする一括表示のみで差し支えない。

また、一括表示も困難な場合は、出荷包装容器に認証マークのみを印刷又は貼付し、チラシ等に表示内容を印刷・添付して差し支えない。

（セット表示の例）

5割削減の場合（例）

愛媛県認証基準による表示	
特別栽培農産物	
節減対象農薬	愛媛県基準比 ○割減
化学肥料（窒素成分）	愛媛県基準比 ○割減
産地責任者（栽培責任者）	○○ ○○○
住所	愛媛県○○市○○町○○
連絡先	0×××-××-××××
確認責任者	株式会社○○ 代表取締役 ○○ ○○
住所	愛媛県○○市○○町○○
連絡先	0×××-××-××××
県の認証状況	http://www.Pref.ehime.jp
節減対象農薬の使用状況	下記に記載

（節減対象農薬：化学合成農薬から有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬を除外したもの）

節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数（成分数）	使用資材名	用途	使用回数（成分数）
○○水溶剤	殺虫剤	1(2)	△△	殺菌剤	2(4)
・・・	除草剤	2(2)	・・・	植物調整剤	1(1)

(セット表示の例)

5 割削減の精米の場合 (例)

愛媛県認証基準による表示	
特別栽培米	
節減対象農薬	愛媛県基準比 ○割減
化学肥料 (窒素成分)	愛媛県基準比 ○割減
産地責任者 (栽培責任者)	○○ ○○○
住 所	愛媛県○○市○○町○○
連絡先	0×××-××-××××
確認責任者	株式会社○○ 代表取締役 ○○ ○○
○	
住 所	愛媛県○○市○○町○○
連絡先	0×××-××-××××
精米確認者	株式会社△△ 代表取締役 △△ ○○
○	
住 所	愛媛県○○市○○町○○
連絡先	0×××-××-××××
県の認証状況	http://www.Pref.ehime.jp
節減対象農薬の使用状況	下記に記載

(節減対象農薬：化学合成農薬から有機農産物の JAS 規格で使用可能な農薬を除外したもの)

節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数 (成分数)	使用資材名	用途	使用回数 (成分数)
○○水溶剤	殺虫剤	1(2)	△△	殺菌剤	2(4)
.....	除草剤	2(2)	植物調整剤	1(1)

(一括表示の例)

農薬についての情報をホームページに掲載の場合

5 割削減の場合 (例)

愛媛県認証基準による表示	
特別栽培農産物	
節減対象農薬	愛媛県基準比 ○割減
化学肥料 (窒素成分)	愛媛県基準比 ○割減
産地責任者 (栽培責任者)	○○ ○○○
住 所	愛媛県○○市○○町○○
連絡先	0×××-××-××××
確認責任者	株式会社○○ 代表取締役 ○○ ○○
○	
住 所	愛媛県○○市○○町○○
連絡先	0×××-××-××××
県の認証状況	http://www.Pref.ehime.jp
節減対象農薬の使用状況	http://www.bbbb-ehime.jp

(節減対象農薬：化学合成農薬から有機農産物の JAS 規格で使用可能な農薬を除外したもの)

Q54. 一括表示で、確認責任者代行を記載することは可能か。

Ans. 確認責任者欄に代えて、確認責任者代行欄を設ける場合及び確認責任者欄の他に、確認責任代行者欄を設ける場合のいずれも可能である。

Q55. 一括表示で、産地責任者の住所、氏名、連絡先まで表示が必要か。

Ans. 必要であるが、連絡先は自宅又は円滑に連絡がとれる電話番号とする。

Q56. 容器包装類に「無農薬」、「減農薬」などの表示は可能か。

Ans. 国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」において、消費者から曖昧な定義のもとで優良誤認を与えている等の指摘を受けて行われるもので、表示の枠内枠外を問わず、「無農薬」「減農薬」の用語は使用しないこととなっている。

また、減農薬・減化学肥料や無農薬・減化学肥料等は「特別栽培農産物」と一括りの名称となる。

Q57. 食品表示法に基づく精米表示と特別栽培農産物等認証制度による表示との併記は。

Ans. 食品表示法に基づく精米表示と愛媛県特別栽培農産物等認証制度の要綱に基づく認証表示は、区別して行う必要がある。

その他

Q58. 認証マークの使用状況や認証取消し後の状況を把握するため、現地調査は行うか。

Ans. 必要に応じて審査員が、現地調査を行う。認証取消しの場合は、必ず審査員が現地
に赴き、ほ場、施設及び関係書類を調査する。

Q59. 認証された取組みを消費者へどのように伝えるのか。

Ans. 県では、認証にかかるホームページを開設し、生産登録及び出荷認証された案件に
ついて、栽培情報や残留農薬分析の結果等を掲載する。

また、量販店等へ配布する認証事例の紹介冊子やPRパンフを作成・配布するほ
か、東京アンテナショップやファンづくり事業等と連携したPRに努める。また、県
ホームページと全農えひめや青果ネットカタログとのリンクも検討する。

Q60. 特別栽培農産物の価格補償制度は、創設できないか。

Ans. 特別栽培農産物等認証制度は、安定生産を前提に、代替技術を用いて、化学肥料や
農薬を削減するものであり、通常の栽培における共済制度や価格安定事業での対応
は可能である。

Q61. 県のホームページの掲載様式は。

Ans. 次のとおりとする。

No	申請者 (確認責任者)	住所	電話番号	産地責任者	分類	作物名等	生産登録 番号	出荷認 証番号	区分	減農薬 減化学肥料	生産地	出荷開始	出荷終了	栽培 責任 者数 (人)	栽培面積 (a)	出荷予定量 (kg)	主な出荷先
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

Q62. 生産圃場の表示板の設置は1筆ごとなのか

Ans. 1. 栽培責任者を明確にし、周辺圃場と区分のうえ、確認責任者や周辺へも生産登
録した圃場を正しく確認することができるよう原則1筆ごとに表示板を立てること
とし、指導しているところ。

2. しかし、認定農業者等や生産集団（法人）など地域の担い手が作業受託等によ
り規模拡大を図る場合や団地化などの集団管理を行う場合は、これらの取組みを支
援する意味で、一定の配慮も必要と考えられる。

3. 具体的には、1栽培責任者が1生産計画に基づいた栽培管理をするうえで、

- ・農地が地続きで隣接している場合

- ・農地・農道（一般道を除く）、水路(河川を除く)が介在する場合であっても、

同じ水系で一体管理を行っており、障害物がないため目視で確認が容易な場合
などについては、1表示板に生産圃場の位置図を記入した図面を掲載することで表
示板の設置数を省いて差支えないこととする。なお、事前に確認責任者と協議し、
了解を得た場合に限るものとする。